

岡山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金（延長分）申請等の手引き

（一社）岡山県LPガス協会

令和5年12月22日制定

I. はじめに

この手引きは、岡山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金（延長分）交付要領（以下「交付要領」という。）を補完するものです。

本助成金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっていることから、国及び岡山県からは、助成金の適正な執行が求められており、不正行為は厳正に対処されることとなります。交付要領を十分確認いただき、本助成金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますよう切にお願いいたします。

なお、本手引きは、事業開始後も必要に応じて適宜改訂を行うこととしておりますので、最新版は常に特設webサイトでご確認ください。

II. 助成金の概要と基本的な事項

1. 対象となる事業期間

令和6年3月分から4月分まで（2か月間）のLPガス料金が対象

検針日に関わらず、販売事業者が「3月分」又は「4月分」のLPガス料金として請求する場合はすべて対象となります。

2. LPガス料金とは

対象期間中に一般消費者等に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。

基本料金、従量料金と別に設備使用料を請求する場合は、LPガス料金の高止まりとは関係がないため対象となりません。また、質量販売も対象となりません。

3. 対象者

岡山県内の家庭用・業務用消費者で、LPガスを供給しているコミュニティーガス団地も対象となります。ただし、工場など生産現場での高圧ガス保安法上の消費者、国及び地方公共団体※は対象となりません。

※施設設置者が国、地方公共団体であっても、例えば公営住宅の入居者や施設の利用者が直接LPガス料金を負担する契約者であれば対象となります。判断が難しい場合には、請求先がどなたか、支払者がどなたかで判断願います。

また、地方公共団体が設置している団体、組合等は、協会までお問合せください。

対象となる消費者件数は、契約件数とします。ただし、一戸建ての契約者で1件の消費者に複数のメーターが設置されており、かつ、ガスメーターごとに基本料金をいただいている場合は、当該メーター数が上限となります。

業務用では、基本料金の設定がない例も多いため、テナントビル等で契約の相手方は大家（テナント業者）であり、ガス料金は、販売事業者が入居者ごとに検針しているが大家にまとめて

請求、大家は入居者にガス料金を請求し、まとめて販売事業者を支払っている場合は、以下の対応をお願いします。

ガス料金は、実質的に入居者が支払っていることから、使用者への負担軽減策として、販売事業者は大家に対し、メーターごとに助成金による値引きを行って請求します。基本料金の設定がない場合は、従量料金の請求額から値引きします。

この場合、販売事業者は入居者ごとに検針し、テナント業者はこの検針に基づき入居者に請求を行っていること。また、助成事業を活用する際には、契約者である大家が、入居者に請求する際に販売事業者の検針票（写し等）を添付するか示すことにより岡山県の支援で値引きされていることを明確に通知してください。

また、契約は1件でも、店舗や施設など物件ごとに供給設備が設置されている場合、検針等上記の対応を行っている場合も対象と考えていただいて構いません。

いずれの場合も交付申請書時等にはこれらの対象が分かる一覧を添付してください。

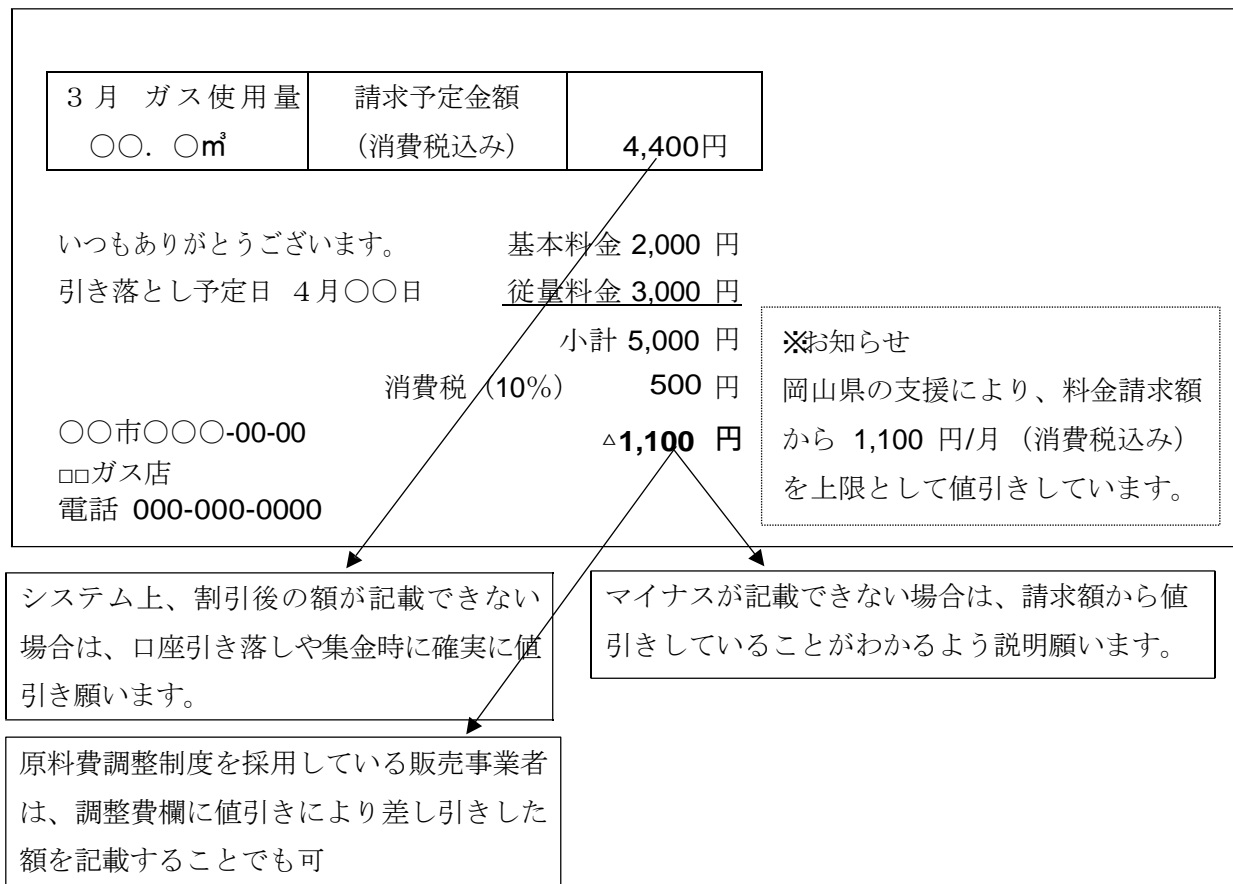
これ以外は、契約者の事業に伴うガス使用として1件の値引き対応となります。

4. 値引き額

一般消費者等1契約（1世帯）につき1か月あたり1,100円（税込み）、計2,200円（同）の値引きによる支援となります。

（検針票、請求書、web明細、領収証等への値引きの記載例）

県の支援で値引きしていることが分かれば、必ずしも以下すべてを記載する必要はありません。



3月分・4月分の両方に、岡山県の支援で値引きを行っている旨の記載をお願いします。
記載が難しい場合は、案内チラシや値引き告知カードをご活用ください。

5. 販売事業者への交付額

上記の一般消費者等への請求額から1か月あたり1,100円値引き（税込み、1件あたり）を行う原資として、1件につき1,000円（税抜き）の交付となります。

III. 申請手続き

1. 助成金（延長分）交付申請書の提出

助成金の活用により一般消費者等のLPガス料金の値引きを行う販売事業者は、交付要領第5条により、交付申請書（様式1）を岡山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成事業事務局（以下「事務局」という。）に提出願います。

（1）提出期限 令和6年2月22日（木）

（2）提出方法 特設webサイトの申請フォーム又は郵送

※郵送の場合は、当日消印有効です。なお、投函が間に合わない場合は、事務局にご一報（電話）いただき、速やかに郵送してください。

※申請書の作成・提出は、法人単位とします。

※申請書に印鑑は不要です。

付番した「管理用ID・パスワード」を郵送（2月2日発送予定）にて通知します。

【申請フォームから申請する場合】

・ログインの際に「管理用ID・パスワード」をご使用ください。

○岡山県特設webサイト <https://www.okayama-lpg.com/>



【郵送する場合】

・交付申請書に「管理用ID」をご記入ください。

（郵送先）〒702-8799 岡山市南区築港栄町9-20 岡山南郵便局留

岡山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成事業事務局 宛

（3）値引き対象となる一般消費者等の件数

申請時点の契約件数をご記載ください。

申請時の件数は、実績報告書（様式4）で確定しますので、申請後に件数の増減が生じても構いません。

ただし、大幅に増減するおそれがある場合には、計画変更申請書（様式7）の提出をお願いします。（「大幅」は、申請時の件数によって判断が異なりますので、協会までお問い合わせください。）

（4）添付書類

①申請件数の根拠となる一般消費者等の氏名、企業・団体名が識別できる一覧表

※一覧表の一般消費者等の氏名、企業・団体名は、契約者番号（契約者コード）や置き換えた整理番号でも構いません。また、住所は、市町村名まで記載してください。

令和5年7月から9月分までの値引き支援を実施した販売事業者であって、その際の「確定通知書に記載された実績件数（助成対象一般消費者等の件数）」と、今回の申請時点の「値引き対象とする一般消費者等の件数」に差異がなく、確定通知書に記載された実績件数を申請件数として申請される場合は、添付書類は省略できるものとします。

2. 助成金（延長分）交付決定通知書の送付

交付申請書の審査完了後、事務局から交付決定通知書（様式2）及び3月分値引き相当額等を記載した概算払請求書（様式3）を電子メールに添付して送信又は郵送いたします。

IV. 概算払について

販売事業者の一般消費者等への値引き額の立て替え負担を軽減するため、次のとおり概算払を行います。

1. 助成金（延長分）概算払請求書の提出

Ⅲの申請手続きを経て、交付決定通知書及び概算払請求書を受理した販売事業者は、概算払請求書に記載された「3月分値引き相当額」に誤りがないかご確認いただき、必要事項を記入、押印（代表者印）の上、速やかに提出（郵送）してください。

交付要領第14条に基づき、交付が決定された「値引き対象とする一般消費者等の件数」に2,000円を乗じて得た額の5割相当額を、4月15日（月）に協会から値引き原資としてお支払いします。

V. 事業の実施と実績報告書の提出、精算手続き

1. 助成金（延長分）実績報告書の提出

3月、4月のLPガス料金の値引き件数と値引き実績額が確定しましたら、速やかに事務局まで実績報告書（様式4）を提出願います。

(1) 提出期限 令和6年6月28日（金）

(2) 提出方法 特設Webサイトの報告フォーム又は郵送

(3) 添付書類

- ① 料金支援の対象となる消費者件数や値引き実績額を入力した実績集計用紙（エクセル表）
- ② 「値引きを行った一般消費者等の件数」の根拠資料となる一般消費者等の氏名、企業・団体名が識別できる一覧表（契約者番号（契約者コード）、住所、使用料（基本料金と従量料金を合算した額）、値引き額の記載のあるもの）

※郵送の場合は、当日消印有効です。なお、投函が間に合わない場合は、事務局にご一報（電話）いただき、速やかに郵送してください。

※実績報告書の作成・提出は、法人単位とします。

※実績報告書に印鑑は不要です。

また、一覧表等は、助成事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（令和11年度末まで）保管し、国、県又は協会等の閲覧に供せるよう保管してください。

2. 助成金（延長分）確定通知書の送付

上記1の実績報告書を提出されましたら、事務局から確定通知書（様式5）及び助成金の額の確定額等を記載した精算払請求書（様式6）を電子メールに添付して送信又は郵送いたします。

3. 助成金（延長分）精算払請求書の提出

上記2の確定通知書及び精算払請求書が届きましたら、確定通知書に記載された件数・金額等や精算払請求書に記載された助成金の額の確定額等をご確認いただき、精算払請求書に必要事項を記入、押印（代表者印）の上、速やかに提出（郵送）してください。

協会への助成金請求額は、一般消費者等に値引きを行った総額（税込み）を消費税率10%で割り引いた額から既収入済額（概算払分）を差し引いた額となります。

（事例） 値引き額 990,000 円／1.1 － 450,000 円（概算払分）＝ 請求額 450,000 円

上記1の実績報告で説明の別添「実績集計用紙（エクセル表）」に値引額（税込み）を入力いただくと税抜きの交付額（円未満切り捨て）が表示されます。

なお、総額表示の義務付けにおいて、「税抜価格」を基に「税込価格」を設定する場合の円未満の端数をどのように処理（切捨て、切上げ、四捨五入など）して「税込価格」を設定するかは、それぞれの事業者の判断となっていることから、経理上、値引き総額（税抜）との齟齬が生じる場合は、「★実績報告書（様式4）」「3. 助成金の実績（総額）」〔値引き総額÷1.1〕と一致➡の右側枠内に、実態に沿った交付額（税抜きの値引き総額）を直接ご入力ください。

また、協会への販売事業者事務費の請求額は、令和5年3月分から4月分までの期間中に値引きを行った一般消費者等1契約者あたり100円となります。（ただし、20万円が限度です。）

4. 助成金の支払い

上記3の請求に基づき、事務局（振込者：リョビ`ホル`イングス(カ)）から指定の銀行口座に振り込みます。

【連絡先等】

岡山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成事業 事務局

コールセンター：050-3659-9333

<受付時間> 9:00～17:00（平日のみ）

実施主体

一般社団法人岡山県LPガス協会

TEL：086-225-1636 FAX：086-225-2762